

熊本県立八代東高等学校 服装・頭髪規定

令和4年4月1日から施行

(1) 制服について

◎男子制服（本校指定の制服）

①夏服（6月～10月まで着用）

- ア 上衣 左胸ポケットにYHマークを刺繡したパープルの半袖シャツとする。
イ 下衣 グレー無地の長ズボンはワンタックでシングルとする（ズボンの裾幅は21cm～23.5cmとする）。

②冬服（10月～翌年5月まで着用）

- ア 上衣 グレーのブレザーで左胸にワッペン、YHマーク入りのボタンを全面に大2個、袖に小2個をつける。襟に校章（学年章含む）をつける。左胸ポケットにYHマークを刺繡したパープルの長袖シャツとする。ワンタッチ式のネクタイをはめる。
イ 下衣 グレー無地の長ズボンはワンタックでシングルとする（ズボンの裾幅は21cm～23.5cmとする）。

◎女子制服

①夏服（6月～10月まで着用）

- ア 上衣 左胸ポケットにYHマークを刺繡したパープルの半袖シャツとする。ワンタッチ式のリボンをはめる。希望者は、指定のサマーベスト（左胸にYHマーク入）を着用してもよい。
イ 下衣 スカートはグレーで縦ストライプ（紫）、裾に横ボーダー、左脇にYHマークが入ったものとする（18本車襲）。※裾の長さは膝の中心とする。

②冬服（10月～翌年5月まで着用）

- ア 上衣 グレーのブレザーで左胸にワッペン、YHマーク入りのボタンを全面に大2個、袖に小2個をつける。襟に校章（学年章含む）をつける。左胸ポケットにYHマークを刺繡したパープルの長袖ブラウスとする。ワンタッチ式のリボンをはめる。
イ 下衣 スカートはグレーで縦ストライプ（紫）、裾に横ボーダー、左脇にYHマークが入ったものとする（18本車襲）。※裾の長さは膝の中心とする。

※夏服については、男女とも指定の半袖ポロシャツ（希望購入）を着用してもよい。但し、学校が指定する日は、パープルの半袖シャツを着用すること。また健康上必要な場合は、夏服時でも指定の長袖シャツを着用することができる。

【注】・男女ともに規格外で補正することは、禁止します。成長に伴う補正等は、学校の許可を得てから行ってください。

- ・男女ともに上衣の丈を短くしたり、胴回りをつめたりしないこと。
- ・スカートの丈を長くしたり、短くしたり、補正しないこと。また、ベルト等を着用して短くすることも禁止とします。

冬服→夏服、夏服→冬服への移行期間については随時連絡します。

・多様性への配慮の観点から、必要な場合は男女とも長ズボン・スカートの着用を認めています。

(2) 靴下

男女ともYHマーク入りの学校指定のもの（白または紺色）を着用する。ただし、女子について厳寒期は黒のタイツを着用してもよい。また、入学式や卒業式、その他の式典等については、男女ともに紺の靴下を着用する（女子について厳寒期は黒のタイツで揃える場合もある）。

(3) 通学用靴（外履き用）・スリッパ（上履き用）

制服を着用して行動する場合、学校指定の靴・スリッパを使用する。

(4) 防寒具

① 左胸にYHマークを入れた学校指定の紺のセーターを着用する（希望者購入）。

② 学校指定のコート（希望者購入）を着用するか、又は中学校のボックスコートを着用してもよい。

③マフラー、ネックウォーマーは華美でないものとし、その着用は登下校時のみ許可する。校舎内での着用は認めない。

(5) 髮型等

身なりは常に清潔に保ち、他人に不快な感じを与えないように留意しなければならない。また、生徒の品位を疑われるような装飾・理髪・化粧・まゆそり・ピアス・ネイルアート・タトゥー等は禁ずる。

染髪、脱色、パーマネント、エクステンション及びそれに類するセットによる髪型は禁止する。女子の髪の長さは肩の線までを基準とするが、それより長い場合は後ろに一つ又は二つに分けて結ぶこと。髪を束ねるためのゴムの色は黒・紺・茶等で単色とする。

前髪は自然な状態で目にかかるないこととし、長い場合はピンでとめる。男子の髪の長さは、前髪が目にかかるない、側頭部は耳にかかるない、後ろ髪は襟にかかるないようにすること。また、男女ともにバランスの取れた清潔感のある髪型にする（特異的・作為的・奇抜な髪型等は禁止とする）。

(6) 所持品について

次の諸項目に注意してください。

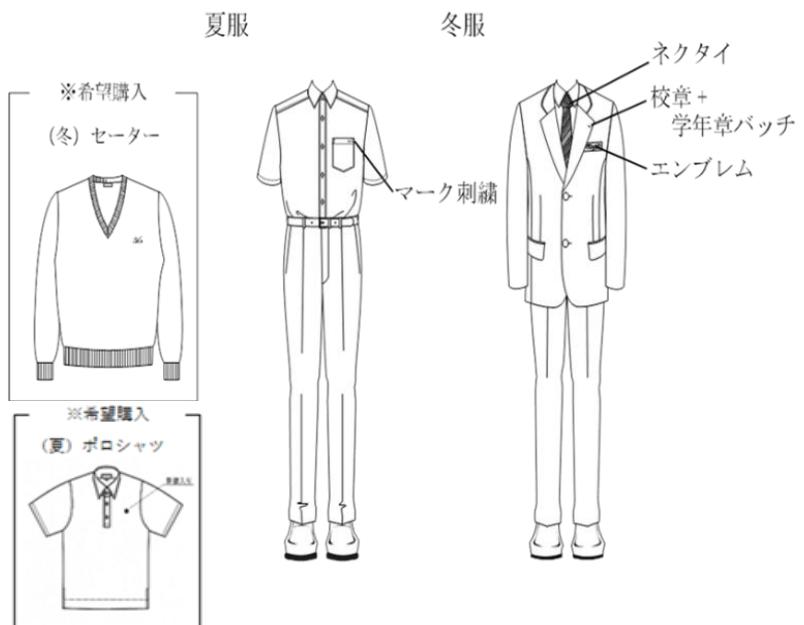
①金銭や貴重品はなるべく所持しない。やむを得ず所持する場合は紛失や盗難のおそれないように注意すること。

②金銭等の生徒相互間の貸し借りを避けること。

③学用品・衣服・傘・スリッパ等は必ず記名する。

④学習に不必要的物品（例えば教科書以外の不健全な読書物）は持って来ないこと。

男子制服



女子制服



校則見直しの流れ

◇校則適用開始

【1・2学期】

- 4月～12月学校生活
- 4月～LHR等（テーマ：自主的に校則を守る）
- 6月～生徒会への要望（各クラス・個人・生徒総会等）
- 11月～LHR等（校則見直しについての検証・自己反省等）

【3学期・1月】

- 生徒・保護者へのアンケートを実施
- LHR（校則について考える）
- 生徒会役員と職員（生徒部等）との意見交換会の実施

【3学期・2月】

- 校則見直しについて生徒部会・職員会議で検討
- 校則見直しについて保護者役員会で検討

【3学期・3月】

- 次年度の校則について職員会議で決定
- 次年度の校則について全校生徒へ趣旨説明
- 次年度の校則について学校HPへの掲載（公開）

◇次年度へ